

公益社団法人宮城県物産振興協会優秀技能者表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮城県物産振興協会（以下「協会」という。）会員の企業内に勤務する優秀な技能者及び個人会員企業者、また、県産品の生産に携わる優秀な技能者を表彰することにより、一般社会並びに企業内における技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るものとする。

(表彰者及び被表彰者)

第2条 表彰は、公益社団法人宮城県物産振興協会長（以下「会長」という。）が、次の各号のすべてに該当する者について、別に定める人員を表彰する。

- (1) 優秀な技能を有し、現に表彰に係る技能の経験年数が20年以上に達している者
- (2) 現に表彰に係る技能で同一企業内に10年以上勤務し、今後も引き続き勤務する見込みのある者
- (3) 技能を通じて、県産品の改良、改善及び品質の向上等に寄与した者
- (4) 勤務状態、日常行為等において、他の模範と認められる者、また、過去において、禁固以上の刑に処せられたことのない者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、毎年1回褒状及び優秀技能章を授与して行うものとする。

- 2 褒状の様式は、別表第1のとおりとする。
- 3 優秀技能章は、盾とし、その形状及び制式は、別表第2のとおりとする。

(表彰者の選定)

第4条 表彰を受ける者は、企業の所属する団体長の推薦した者から会長が選定するものとする。ただし、団体に所属していない企業は市町村長の推薦を必要とする。

2 会長は、前項により推薦された者の選定を行うに当たっては、これを公正かつ適正に行うため、優秀技能者表彰審査会を設け、その意見を聞くものとする。

(優秀技能者表彰審査会)

第5条 優秀技能者表彰審査会（以下「審査委員会」という。）は、会長が指名する理事及び会員をもって構成するものとする。

- 2 審査委員会は、必要の都度審査委員長が招集する。
- 3 審査委員長は、委員の互選とし、審査委員会を掌理する。
- 4 審査委員会の細部については、審査委員長が定めるものとする。
- 5 審査委員会には、会長が出席し、意見をのべることができるものとする。

(推せん手続)

第6条 所属する団体長等が、被表彰候補者を推薦する場合は、次の書類を会長に提出するものとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 優秀技能者推せん調書（様式1） | 1部 |
| (2) 履歴書（様式2） | 1部 |
| (3) 住民票の写し | 1部 |
| (4) その他参考資料 | |

(細 目)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項が生じたときは、会長が別に定めることができるものとする。

(附 則)

- 1 この規程は、平成24年10月1日から施行する。

様式 1

優秀技能者表彰推せん調書

職業名				職種名	ガラス製造工					
ふりがな 氏名 (旧氏名)				職歴	在職期間			在職年月数		重複を除く 年月数
					年	月	日	年	月	
生年月日		年月日(歳)・女								
最終学歴										
本籍										
現住所		〒 TEL								
就業地	事業所名	企業全体の 従業員数 (人)								
	所在地									
褒賞 表彰				免許 資格 等欄	免許□資格等名			取得年月日		
優秀なる技能者の概要(できる限り詳細に)										
技能の概要			功績□貢献の概要			後進指導の概要			現役性	
推薦理由									過去の推せん	
									年度	
推薦団体	(所在地又は住所) 〒								年度	
									年度	
									回	

様式 2

履 歴 書

本 籍
現住所
氏 名

年 月 日生

学 歴

1.

職 歴

1.

公 職 歴

1. 自 平成 年 月 日

至 平成 年 月 日

賞 罰

※（履歴書作成の要領）

- 1 職業 公職歴は、すべてについて、それぞれの始期及び終期を明確に記載すること。
- 2 賞罰欄の記載については、特に表彰歴について表彰者及び表彰理由を明確に記載すること。
- 3 用紙は、A4版に横書により記載すること。
- 4 写真は、5 cm×3.5 cm 上半身、正面、脱帽で6ヶ月以内に撮影したものとし、所定の位置（写真）に貼付すること。（離脱することがあるので裏面に氏名を記載すること。）